**日整会３学術集会における講演の２次利用申請書**

X年X月X日に開催された第○回　日本整形外科学会　　　　　　学術集会において発表された講演・演題（演題番号　　　演題名　　　　　　　　　　　発表者　　　　　　）を2次利用することを申請します。

2次利用の目的：

2次利用の期間：

2次利用の際には、下記の事項について遵守すると共に、決して不正使用を行わないことを誓います。

* 下記すべてのチェックボックスにチェック必要です

　学術集会において発表された内容を冊子やパンフレットにまとめ、あるいはライブ・オンデマンドの動画を2次利用し、宣伝等、商業的に利用する際は

□１．利用者は日本整形外科学会教育研修委員会、ならびに学会長へ、その内容について説明する文書を作成し依頼する。

□２．利用者の資格として、原則として、日本製薬工業協会（http://www.jpma.or.jp/）、もしくは日本医療機器産業連合会（http://www.jfmda.gr.jp/）の参加企業であること。

□３．利用者はあらかじめ学会長ならびに利用する発表の第一演者の承認を得ておくこと。

□４．利用者ないし第一演者は共同演者からも承認を得ること。

□５．利用する発表は下記を満たしているものに限る。

①演題登録時にCOIが宣言されていること。

②個人情報の保護に関する法律等に則った発表であること。

③レントゲン写真などの利用については、その発表研究が当該施設の倫理委員会で承認されており、かつ、患者本人からの学術論文掲載や学会発表利用の承諾が得られていること。

④公表された著作物の引用については、

・引用部分と他の部分と明確に区分されていること。

・量・質ともに、引用部分が「従」でオリジナル部分が「主」の関係にあること。

・慣行に従った出典の明示がされていること。

⑤音楽が使用されていないこと。

⑥他人が撮影した写真・映像が使用されていないこと。

⑦神社・寺・仏閣、美術品、芸能人の肖像、映画のシーンなどは発表者が撮影した写真や映像であっても使用されていないこと。

（参照）<https://jim.or.jp/MEETINGS/2020_atmn/pdf/manual_005.pdf>

□６．利用する演題の発表者、並びに学会長に対して利用者からの謝金等は禁止する。

□７．利用者は作成した冊子やパンフレットおよびライブ・オンデマンドの動画について、発表者、学会長、並びに日整会の校閲、承認を得た上で配布・配信を許可される。

□８．発表者が上記ルールに則らなかったために生じた損害（著作権侵害）について、学会は補償しないものとする。

□９．2次利用した動画を視聴しても単位は認められない。

□１０．2次利用の配信期間については、学会長、演者および協賛会社等との協議に基づくものとする。配信期間は、おおむね最大で6カ月までとする。

　　　　　　　　　申請年月日

所属

連絡先

2次利用申請者名

（手書きによる署名）